

《10月15日から31日までの17日間》

秋の火災予防運動

ストーブなど暖房器具を使用する季節を迎えました。悲惨な火災事故を防ぐため日ごろから、出かける前、就寝前には『火の元』を点検しましょう。

《火災予防運動5つの行事》

1. 車両による防火呼び掛け 10月17日(土) 午後1時
※消防車など7台が防火呼び掛けパレードを行います。
2. サイレン吹鳴 10月15日～21日 午後7時
3. 消防車等による町内広報 10月15日～31日
4. 町内弱者宅防火訪問(高齢者・身障者)
10月15日～31日
5. 防火パークゴルフ大会
10月18日(日) 受付午前8時15分

統一標語

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

火事と救急は『119』



問い合わせ先
津別消防署
☎76-2189



消費啓発セミナーを 開催します

消費者問題では、悪徳商法をめぐる被害や欠陥商品の被害など、消費者トラブルが多様化し複雑化してきています。

最近の消費生活相談の報告を受け、消費者問題への意識向上を図ります。

- 開催日 10月30日(金)
- 時間 午後6時～8時
- 会場 林業研修会館 2階 集会室
- テーマ 暮らしの安心・安全セミナー (無料)
- 主催 津別町
- 講師 一般社団法人北海道消費者協会 非常勤講師

【問い合わせ先】

産業振興課
商工観光グループ
☎76-2151
(内線258)



10月8日から最低賃金が改定されます!

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

- ・最低賃金額 時間額 **764円**
- ・効力発生年月日 平成27年10月8日(木)

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

※最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

※特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

【問い合わせ先】

- ・北見労働基準監督署 ☎0157-23-7406
- ・北海道労働局 労働基準部 賃金課
☎011-709-2311(代表)

道産木材を利用して住宅等を リフォームされる皆さまへ

～地域材活用住宅等リフォーム
促進事業の受付について～

道では平成27年4月1日以降に工事契約し、平成28年1月29日までに工事完了・実績報告できる道産木材を利用した住宅等のリフォームのうち、対象木材を50%以上利用するなどの一定の要件を満たすものについて、上限20万円の商品券を交付します。

交付券は①JCBギフトカード②日専連ギフトカード③全国百貨店共通商品券のいずれか1種類を選択できます。

募集期間

平成27年10月19日
～11月13日まで

問い合わせ先

北海道木材産業
協同組合連合会
☎011-251-0683



消費生活展を開催します

「暮らしを みんなで 見直そう!!」をテーマに、生活に役立つ展示やイベントを行います。生活情報を多くの方に知ってもらい日々の暮らしに役立つ情報が盛りだくさん。私たちの暮らしを見直し、また賢い消費者となるために一緒に考えてみませんか。

- 日 程 10月17日(土)・18日(日)
- 時 間 午前10時～午後3時
- 場 所 美幌消費者協会
地域振興センター内(美幌町栄町4丁目4-1)
- 内 容 (1) 情報パネル・食品添加物の表示
(2) 容器包装(パッケージ)の少ない商品の展示
(3) 悪徳商法に関するセミナー
(4) 手作りどら焼きの販売(会員限定)
- 問い合わせ先 美幌消費者協会 ☎72-0366

平成28年度 津別町職員(土木技術職員)募集

募集人員 1名 採用予定年月日 平成28年4月1日
応募資格 概ね35歳までの方で、次の要件のいずれかを満たす方

- (1) 土木の設計・施工に関する職務経験が5年以上ある方
 - (2) 学校教育法による4年制大学で土木工学に関する専門課程を修めて卒業した方又は平成28年3月末までに卒業見込みの方
- ※ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

試験方法 作文筆記、個人面接

試験日時、場所等

期 日 平成27年11月4日(水) 午前9時～
場 所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)

受験申込手続

平成27年10月26日(月)までに次の書類を提出してください。

- (1) 職員採用試験申込書(自筆すること)
※ホームページより入手してください。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
その他、自己アピール等があれば、併せて提出してください(様式自由、パソコン等可、A4版2ページ以内)
- (2) 添付書類
①上記、応募資格(1)の場合は特にありません。
②上記、応募資格(2)の場合
・大学の卒業証明書又は卒業見込証明書
・成績証明書

応募・照会先

〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地
津別町役場総務課庶務グループ ☎0152-76-2151 soumu1@town.tsubetsu.hokkaido.jp(照会・問合 せのみ) ※受験の申し込みについては、郵送又は持参で お願いします。

人権困りごとなんでも相談

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
子どもの人権110番 ☎0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで。
※面接による相談もお受けしております。

釧路地方方法務局・釧路人権擁護委員連合会

津別峠展望施設冬期閉館

(道道588号冬期通行止め)

●津別峠展望施設が冬期閉館となります。
これに伴い、津別町ホームページにあります「津別峠ライブカメラ」も画像の更新が休止となります。

閉館期間 10月31日(土)から
平成28年5月31日(火)まで
問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ
☎76-2151(内線258)

※津別峠に通じる道道588号(屈斜路津別線)は、11月4日(水)から平成28年5月下旬まで冬期通行止めとなります(天候・路面状況により変更の場合あり)。
問い合わせ先 オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課 ☎0152-41-0742

雇用トラブルの解決を支援する 『個別的労使紛争あっせん』

北海道労働委員会では、突然の解雇やパワハラ・セクハラ・時間外の未払い等の雇用や労働条件のトラブルを解決する“あっせん”を行っています。

労働問題に精通した公益委員・労働者委員・使用者委員の3人一組が当事者から事情を聴き、公平中立な立場で問題点を整理して助言を行い、双方に歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で秘密厳守の上、迅速に対応します。遠隔地には現地に向向き対応します。

- ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>
- 労働問題
【労働ホットライン】フリーダイヤル0120-81-6105
受付時間:月～金曜日 午後5時～午後8時
土曜日 午後1時～午後4時
- あっせんの相談申請
【北海道労働委員会事務局】☎011-204-5667(直通)
受付時間:月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
※いずれも祝日、年末年始を除く。